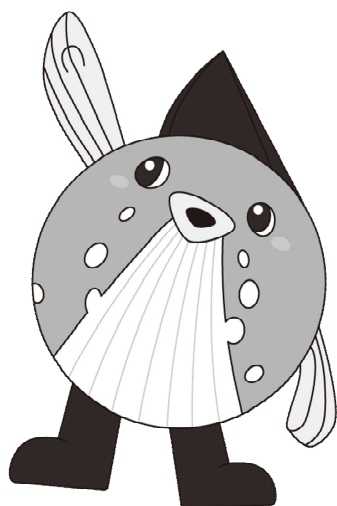


地縁団体認可申請の手引き

自治会の法人格取得及び
認可後の手続きについて



下関市 セキまる

下関市市民部まちづくり政策課

－目 次－

1. はじめに	1
2. 「地縁による団体」とは	1
3. 地縁団体の認可に必要な要件<4要件>	2
4. 申請から認可、認可後の流れ	3
5. 申請に必要な書類<7種類>	4
6. 地縁団体の認可・告示について	5
7. 認可・告示後の取り扱い	6
8. 認可地縁団体の義務	6
9. 認可告示後の各種手続き	7
10. 認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例	8
11. 地縁団体同士の合併	10
12. 地縁団体についての質疑応答集	11
13. 様式集・作成例	14
14. 規約作成例と留意事項	48

・用例

「地自法」＝地方自治法

「地自法規則」＝地方自治法施行規則

・沿革

令和3年11月改訂

令和6年11月改訂

令和8年10月改訂

・参考文献 地縁団体研究会編集

『自治会、町内会等法人化の手引』（株式会社 ギョウセイ発行）

1. はじめに

平成3年4月2日施行の地方自治法の改正により「地縁による団体」の権利能力取得制度が始まり、自治会などの住民自治組織が一定の要件を満たせば、市長の認可・告示を受けることにより法人格を取得できるようになりました（地自法260条の2）。

この法制度施行以前は、自治会は「権利能力なき社団」であり、自治会名義で町民館等の不動産登記ができず、代表者や構成員など個人や共有の名義で登記している場合があります。その場合には、代表者の交代ごとに名義変更が必要で、名義人の死亡した時には、所有権移転手続きや相続問題など財産上の問題が生じることがありました。

制度創設時の趣旨から、自治会が法人格を得るためには、不動産等の保有を前提としていましたが、自治会の活動実態の高度化、多様化により、地域の課題解決に向けた幅広い活動が行われるようになっていたことを踏まえ、令和3年11月に、地域的な共同活動が円滑に行われるよう、不動産等の保有予定の有無に関わらず法人格を取得することが可能になりました。

2. 「地縁による団体」とは

自治会のように、「町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体」（地自法260条の2第1項）で、区域に住所を有することのみを構成員の資格としている団体を「地縁による団体」（以下「地縁団体」という。）といいます。

地縁団体が、認可要件を満たし、所定の手続きをすることで、市長の認可により法人格を得ることとなり、市長が認可後「告示」することにより、団体は法人格について第三者に対抗できるようになります（地自法260条の2第10項及び同条第13項）。

○申請できる団体

一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体 ⇒自治会が対象です。

※ 対象にならない団体

○構成員となるためには区域に住所を有する以外にも、加入条件を要する団体

（例）青年団、婦人会、子ども会、老人会等（年齢や性別による加入条件）

○活動の目的が限定的に特定されている団体

（例）スポーツ少年団や伝統芸能保存会（特定の活動のみ行う）

3. 地縁団体の認可に必要な要件＜4要件＞

認可を受けるには、以下の4つの要件を満たしてなければなりません。

また、認可後に4つの認可要件のいずれかを欠くことになった場合、又は不正な手段により認可を受けた場合は、認可を取り消されます。」（地自法260条の2第2項、同条第4項第11号）

（1）目的

その区域の住民相互の連絡、環境整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現に活動を行っていること。

活動内容は、スポーツや社会福祉などの特定の活動ではなく、広く地域社会の維持形成に資する地域的な共同活動を行っていることとされています。

（例）住民相互の連絡、清掃・環境美化活動、防犯・防災活動、集会施設の維持管理等

⇒「現にその活動を行っている」と証明するものは、前年度の活動実績報告書等です。

（2）区域

団体の区域が住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。この区域は、当該地縁による団体が相当の期間にわたって存続している区域の現況によらなければならないこと。

「客観的に明らか」とは、町又は字及び地番又は住居表示による区域のほか、道路や河川等により区域が画されているなど、容易に区域・範囲が分かる状態にあるという意味です。

⇒認可申請において、「区域図」の作成と規約に条文の制定をお願いしています。

（3）構成員

当該団体の区域に住所を有するすべての個人は、構成員になることができ、その相当数の者が現に構成員となっていること。

構成員になる資格は、年齢・性別等に関係なく区域に住所を有するすべての個人にあります。子供を含めて誰でも構成員になれます。そして、区域内に住所を有する法人等の団体が、賛助会員（表決権なし）になることもできます。また、「相当数の者が現に構成員となっている」とは、一般的には区域の住民の過半数が構成員となっている状態を指します。

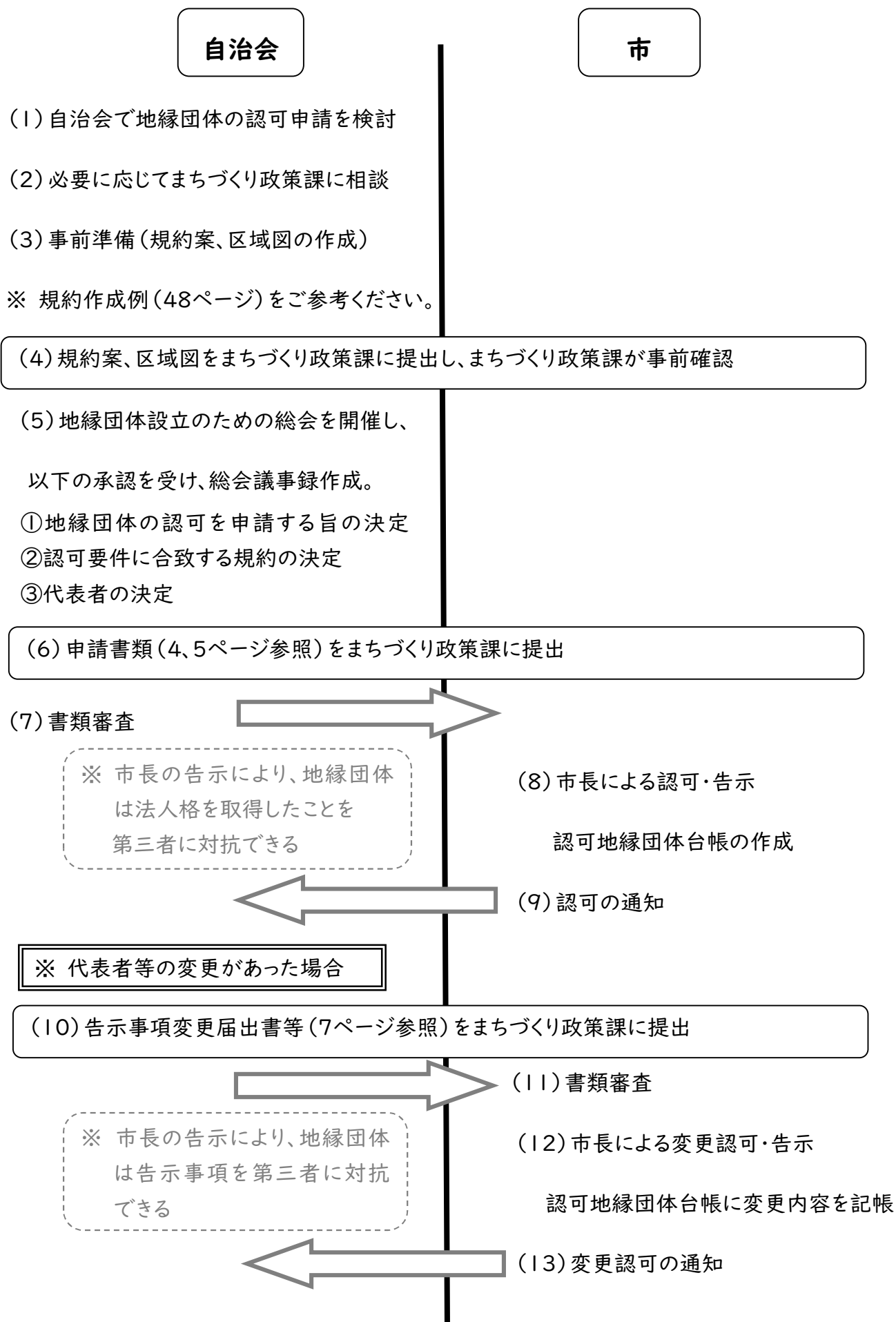
⇒認可申請において、「構成員の名簿」の作成と規約に条文の制定をお願いしています。

（4）規約を定めていること

規約には、①目的、②名称、③区域、④主たる事務所の所在地、⑤構成員の資格に関する事項、⑥代表者に関する事項、⑦会議に関する事項、⑧資産に関する事項が定められていることが必要です。また、将来の地縁団体の運営のために、⑨規約の変更に関する事項⑩解散に関する事項⑪残余財産の処分に関する事項についても定めることが望ましいです。

法人格を得る上では、規約を定めて団体の名称や目的等を対外的に明らかにし、組織の管理・運営方法を明確にしておく必要があります。

4. 申請から認可、認可後の流れ



※ 各総合支所管内の自治会におかれましては、各総合支所地域政策課にご相談ください。

5. 申請に必要な書類＜7種類＞

(1) 認可申請書(15ページ)

認可申請書を提出する年月日を、申請年月日として記入しますので、申請者欄には申請日現在の代表者の氏名・住所を記入します。

(2) 規約(48ページ)

規約には、①目的、②名称、③区域、④主たる事務所の所在地、⑤構成員の資格に関する事項、⑥代表者に関する事項、⑦会議に関する事項、⑧資産に関する事項が定められていることが必要です。また、将来の地縁団体の運営のために、⑨規約の変更に関する事項、⑩解散に関する事項⑪合併に関する事項⑫残余財産の処分に関する事項についても定めることが望ましいです。

※ 規約案を作成し、総会に諮る前に、まちづくり政策課の事前確認を受けてください。
(規約案の内容が地自法の規定に抵触していないことを確認します。)

(3) 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類(42、43ページ)

認可を申請する旨を決定した総会の議事録の写して、議長及び議事録署名人の署名、押印のあるもの。

(4) 構成員の名簿(40ページ)

特に様式は定められていませんが、地縁団体の構成員一人一人の住所・氏名を記載したものがが必要です。構成員とは、区域に住所を有する個人で年齢、性別等を問わないこととされているため、自治会の会員である場合には、未成年者の記載も必要です(地自法260条の2第2項第3号)。反対に、自治会において会員ではないとされている者(未就学の子供などが考えられます。)については、区域に住所を有する個人であっても構成員ではないので、名簿への記載は不要です。

構成員の名簿は、認可申請の書類審査において、現に区域に住所を有する個人のうち相当数(過半数)が構成員になっているかどうかを市長が判断するための資料になります。

※ 従来は、多くの自治会で会員数の把握を世帯単位で行われていることと存じます。地縁団体の認可を検討されるに及んで、世帯単位ではなく、個人単位での会員数の把握が必要になる点をご承知ください。なお、地縁団体認可を受けられた後においても、構成員名簿の更新が義務付けられています(地自法260条の4第2項)。したがって、継続して会員数を把握していくことが必要になります。

(5) 良好な地域社会の維持及び形成に資する活動を現に行っていることを記載した書類

①前年度の事業報告書、決算書 ②今年度の事業計画書、予算書

前年度の事業活動報告として総会に提出した報告書及び今年度の活動計画書で、具体的な活動内容がわかる程度の記載が必要です。
(活動の継続性を確認するため、今年度の事業計画の資料も必要です。)

(6) 申請者が代表者であることを証する書類(17ページ~22ページ)

- ①申請者が代表者になることを受託した旨の承諾書等の写しで申請者本人の署名、押印のあるもの。
- ②代表者の職務執行停止の有無、職務代行者選任の有無
⇒通常は該当「無」を○で囲んでください
- ③代理人の有無⇒通常は該当「無」を○で囲んでください

(7) 区域図

地図等に区域を囲んで表示したものがが必要です。

6. 地縁団体の認可・告示について

認可申請書類をまちづくり政策課に提出された後、書類審査を経て、認可要件を満たしていると認められた場合に、市長の認可、告示を行います。市長の告示により認可地縁団体としての法人格を得ることになりますので、法務局への法人登記は必要ありません。

認可は、市長名で認可通知を申請者に行います。認可により、認可地縁団体証明書の交付を受けることができるようになります。

○告示される内容（地自法規則 第19条第1号）

- (1) 名称
- (2) 規約に定める目的
- (3) 区域
- (4) 主たる事務所の所在地(※(5)(6)(7)の住所と同一の場合は、その住所を除く)
- (5) 代表者の氏名
- (6) 裁判所による職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無
(職務代行者が選任されている場合は、その氏名)
- (7) 代理人の有無(代理人がある場合は、その氏名)
- (8) 規約に解散の事由を定めたときは、その事由
- (9) 認可年月日

※ 告示された内容に変更があった場合は速やかにまちづくり政策課に告示事項変更届出書を提出してください。(7ページ参照)

※ 告示内容に変更があったにもかかわらず、告示事項変更届出書の提出がないままでは、変更内容の告示がなされず、法人格を第三者に対抗できませんので、ご注意ください。

7. 認可・告示後の取り扱い

(1) 地縁団体の名義で資産の登記ができます。

地縁団体名義の不動産登記は、法務局へ手続きをします。その際の添付書類として、告示事項証明書（市が作成する「地縁団体台帳」の写し）が必要になります。

まちづくり政策課へ申請し、交付を受けてください。その際、手数料（1通300円）がかかります。（7ページ）

(2) 認可を受けた団体は、公法人（特定の国家的目的のために設立された法人で、必要な限度で行政権を付与されていることがある。）ではありません。市との関係は認可前と変わりません。

(3) 認可を受けた後、財産を団体の名義へ変更する際（無償譲渡）発生する譲渡所得については課税されません。なお、収益事業については、法人税等が課税されます。

(4) 「下関市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する規則」（平成17年規則第136号）に基づき印鑑登録ができます。個人の印鑑登録と同様に、「〇〇自治会之印」などのように団体の印鑑登録ができます。

代表者ご自身がまちづくり政策課にて手続きをして下さい。（8ページ）

8. 認可地縁団体の義務

認可地縁団体の義務は以下のとおりです。

(1) 告示事項の変更手続き(地自法第260条の2第11項)

告示された事項に変更があった場合には、市長への届出が必要です。（7ページ）

(2) 規約の変更手続き(地自法第260条の3第2項)

規約を変更する場合には、市長の認可が必要です。（7ページ）なお、規約の変更をする際には、規約案を総会に諮る前に、まちづくり政策課の事前確認を受けてください。

※規約の変更内容が、名称・目的・事務所の所在地等告示された事項である場合は、別途、(1)の告示事項の変更手続きが必要です。

(3) 財産目録の作成と備え置き(地自法第260条の4第1項)

毎年1月から3月までの間に財産目録を作成し、常にこれを主たる事務所に備え置いてください。

(4) 構成員名簿の備え置き(地自法第260条の4第2項)

構成員名簿を備え置き、構成員の変更があるごとに必要な変更を加えてください。

(5) 総会開催の義務(地自法第260条の13)

認可地縁団体の代表者は、少なくとも毎年1回、構成員の通常総会を開いてください。

9. 認可告示後の各種手続き

(1) 告示事項の変更手続き

告示事項(5ページ)に変更があった場合は速やかに届出をし、市長の認可・告示を受けて下さい。

【手続きに必要なもの】

①代表者が交代したとき(頻度の高い手続き)

1. 告示事項変更届出書(23ページ)
2. 変更があった旨を証する書類
 - (ア) 申請者を代表者に選出する旨の議決を行った総会の議事録の写しで、議長及び議事録署名人2名の署名、押印のあるもの(写し可)(44ページ)
 - (イ) 申請者が代表者になることを受託した旨の承諾書等の写しで申請者本人の署名、押印のあるもの。(17ページ)
 - (ウ) 代表者の職務執行停止の有無、職務代行者選任の有無⇒通常は「無」を○で囲んでください(19ページ)
 - (エ) 代理人の有無⇒通常は「無」を○で囲んでください(21ページ)

②主たる事務所の位置等その他の告示事項が変わったとき

1. 告示事項変更届出書(23ページ)
2. 告示された事項に変更があった旨を証明する書類(総会議事録の写しなど)

(2) 規約の変更手続き

総会に諮る前に、規約の変更案について、まちづくり政策課の事前確認を受けてください。

規約変更認可申請書を提出し、市長の認可を受けてください。

【手続きに必要なもの】

1. 規約変更認可申請書(25ページ)
2. 規約変更の内容及び理由を記載した書類(27ページ)
3. 規約変更を総会で承認を受けたことを証する議事録(議長、議事録署名人の署名・押印のあるもの、写し可)(46ページ)
4. 新規約及び旧規約

※ 規約の変更内容が、名称・目的・事務所の所在地等告示された事項である場合は、別途、告示事項の変更が必要になります。

(3) 告示事項証明書の交付請求

市長の告示に基づいて認可された法人であることを証する証明書(地縁団体台帳の写し)の交付を受けることができます。

なお、証明書における代表者の住所は原則非表示となります。認可地縁団体の「主たる事務所」の所在地が、代表者の住所(代表者の自宅)と同一である場合にあっては、代表者の住所に加えて、「主たる事務所」の所在地についても、非表示となります。代表者による請求で、住所の表示を希望する場合は、顔写真付きの身分証明書等で本人確認を行います。詳細については、まちづくり政策課へお問い合わせください。(別途書類の提出が必要な場合があります。)

請求される場合は、直接、まちづくり政策課へお越しください。(手数料:1通につき300円
※交付には日数がかかります。郵送を希望する場合は別途切手代のご負担をお願いします。)

(4) 認可地縁団体の印鑑登録

認可地縁団体の印鑑を市に登録ができます。印鑑を登録することができるのは、認可地縁団体の代表者となります。代表者ご自身が直接まちづくり政策課へお越しください。

【登録手続きに必要なもの】

- ①認可地縁団体印鑑登録申請書(33ページ)
- ②登録する認可地縁団体の印鑑
- ③登録資格者(団体の代表者個人)の実印 ※下関市に印鑑登録してあるもの
- ④登録資格者(団体の代表者個人)の印鑑登録証明書1通

※ 代理人が申請をされる場合、委任状及び代理人の印鑑が必要です。

【登録する認可地縁団体の印鑑について】

- ・登録できる印鑑は、1団体について1個。
- ・影の大きさは、一辺が8mm を超え30mm までの正方形に収まるもの。
- ・ゴム印その他の印鑑で変形しやすいものは不可。
- ・印影を鮮明に表しにくいものは不可。

【認可地縁団体印鑑登録証明書について】

印鑑登録後には、認可地縁団体印鑑登録証明書の交付を受けることができます。
証明書は1通につき300円です。

【証明書請求に必要なもの】

- ①認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書(35ページ)
 - ②登録を受けた認可地縁団体の印鑑
- ※ 代理人が請求をされる場合、委任状及び代理人の印鑑が必要です。(39ページ)

10. 認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例

平成3年4月の「地縁による団体」の制度創設以前は、自治会が法人格をもつことができなかったため、長い間地域で管理してきた不動産を自治会長個人や地域住民の共有名義で不動産登記をしてきた自治会がありました。

現在は、認可地縁団体制度により、自治会が法人格を取得し、団体名義での不動産登記ができるようになりました。ところが、地域住民の共有名義であった不動産を地縁団体に所有権移転登記を行うに当たり、数世代前の時点で多数の共有者が存在している場合には、相続人の追跡調査や所有権移転の承諾を得るために膨大な時間や費用がかかり、事実上移転登記が困難になっている事例が全国的に見られるようになりました。

この問題を受けて、一部改正された地自法が、平成27年4月1日に施行されました。

今後は、認可地縁団体が管理する不動産のうち「一定の要件」を満たすものについて、市長の公告から3か月の間に異議がなかった場合は、登記関係者(※)の承諾があったものとみなされた旨の公告結果を通知することにより、当該認可地縁団体を登記名義人とする所有権の保存又は移転の登記の申請することができるようになりました。

(※) 登記関係者:表題部所有者、所有権の登記名義人、これらの相続人をいいます。

○申請要件

- (1) 認可地縁団体が所有(事実上管理している状態)
- (2) 10年以上所有の意思をもって平穏かつ公然と占有されていること
- (3) 不動産の登記関係者の全部又は一部の所在が知れないこと。

○登記までの流れ

- (1) 所有不動産の登記移転等に係る公告申請書(29ページ)及び添付書類を提出します。

【添付書類】

- ① 申請不動産の登記事項証明書
- ② 申請不動産に関し、自治法第260条の46第1項に規定する申請をすることについて総会で議決したことを証する書類
- ③ 申請者が代表者であることを証する書類
- ④ 次の内容を疎明するに足りる資料
 - (ア) 認可地縁団体が不動産を所有していること。
 - (イ) 認可地縁団体によって、10年以上所有の意思をもって平穏かつ公然と占有されていること。

<提出書類>

- ・不動産の所有又は占有に係る事実が記載された認可地縁団体の事業報告書等
- ・公共料金の支払領収書
- ・固定資産課税台帳の記載事項証明書(資産証明書・評価証明書等) など

- (ウ) 表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが『認可地縁団体の構成員』又は『かつて認可地縁団体の構成員であった者』であること。

<提出書類>

- ・認可地縁団体の構成員名簿
 - ・墓地の使用者名簿(※ 不動産が墓地である場合) など
- ※ 名簿と登記事項証明書の名義人との続柄を申請時に確認しますので、準備をお願いします。

- (エ) 不動産の登記関係者の全部又は一部の所在が知れないこと。

<提出書類>

- ・登記記録上の住所の属する市区町村の長が、当該市区町村に登記関係者の「住民票」及び「住民票の除票」が存在しないことを証明した書面
 - ・登記記録上の住所に宛てた登記関係者宛の配達証明付き郵便が不到達であった旨を証明する書面 など
- ※登記関係者のうち少なくとも一人について、所在の確認を行った結果、所在が知れないことを疎明するに足りる資料を添付できれば当該要件を満たすこととなります。
- ※この場合、所在が判明している登記関係者から、登記の特例制度の申請を行うことについての同意を事前に得ておくことが望ましいです。

(2) 市は提出された疎明資料により要件を確認します。

(3) 市は確認ができた場合、当該不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議のある登記関係者等が、市に異議を述べるべき旨の公告をします。

(4) 公告期間(3か月間)において、異議がなかった場合は、異議がなかった旨の公告結果を通知します。

※異議があった場合

この場合、市に異議のある登記関係者等から申請不動産の登記移転等に係る異議申出書(30ページ)が提出されます。

市が異議を述べた方に係る資格要件を確認し、資格が認められた場合は、異議を述べた方との円滑な協議に資するよう認可地縁団体にその旨を通知します。

これにより、登記の特例手続を中止することとなります。

(5) 法務局において所有権の保存又は移転の登記を申請できます。

※ご注意ください

登記の特例制度は、認可地縁団体が所有する不動産について、その所有権の保存又は移転の登記を認可地縁団体のみの申請により可能とするものでありますが、不動産登記は対抗要件としての公示制度と位置づけられるものであり、当該不動産の所有権の有無を確定されるものではありません。したがって、所有権の保存又は移転の登記後においても、所有権を主張する者が現れた場合には、相手方との誠実な協議や対応が求められます。

Ⅱ. 地縁団体同士の合併

昨今、人口減少・少子高齢化が進み、認可地縁団体においても構成員の減少や役員のなり手不足が深刻化する中で、現在の体制では活動を維持できない認可地縁団体が発生しています。

人材不足等により単体での活動が困難になっている認可地縁団体が、将来にわたって活動を継続していくため、地自法及び地自法規則において認可地縁団体の合併に関する規定が、令和5年4月1日に新設されました。

詳しくは、まちづくり政策課までお問い合わせください。

12. 地縁団体についての質疑応答集

これまで寄せられたお問い合わせを中心に、質疑応答集をまとめました。

○地縁団体の認可について

(問1) 自治会の区域に飛び地があったとしても、認可の対象になりますか？

(答1) 地縁団体の区域は、「住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること」が要件として定められています。この場合、当該地縁による団体の構成員のみならず、市内のその他の住民にとって容易にその区域が認識できる区域であることを要するとされています。

したがって、区域が隣接していることは必ずしも必要ではなく、飛び地があったとしても、地域としてのまとまりが歴史的な実態としてあるのであれば、認可の対象になり得ます。

(問2) 一の地縁による団体が所在する地域に、さらに連合会という上部組織の地縁による団体が設立されている場合、この連合会も認可の対象になりますか。

(答2) 地自法上は、一地域一団体とすることは要請されておらず、あくまで地縁による団体の現況により認可の適否を判断されることとされています。

したがって、連合会という名称を用いている団体であっても、地自法に定められた一定の要件を満たせば認可の対象となります(詳細は2ページの構成員の項目を参照)。

(例) ○○連合会の会員が連合会加入の△△自治会(団体) ⇒ 認可の対象にならない

○○連合会の会員が連合会加入の△△自治会の会員(個人) ⇒ 認可の対象

(問3) 地区内に一つのまとまりがなく、二つの自治会がある場合、それぞれを地縁による団体として認可されることはありますか。

(答3) 自治会等は、町又は字の区域等に住所を有する者により構成され、良好な地域社会の維持及び形成に資する活動を行っていることから、各地域に1つ存在するのが通常であると考えられます。

しかし、一定の地域に自治会等が混在していて区域が区分されていない場合、あるいは地域が1つにまとまっていないケース等については、区域としてまとまり、目的に沿った活動がなされているかどうかなど、地域の実情を見守りながら判断されることとなります。

○総会の運営及び議事録について

(問4) 総会の議事録に会員数、出席人数を記載することが規約に定められていますが、記載方法についてご教示ください。

(答4) 会員数は直近の「構成員の名簿」に記載されている会員個人の人数を計上します。出席人数は総会の実際の出席者と委任状及び書面表決者の合計数です。

告示事項変更届出書のご提出を受けて、その書類審査においては、議事録記載の会員数と認可時の構成員名簿との照合を行っております。そこで、会員人数や出席人数が認可要件である過半数の住民を満たさない状態で議事録の提出をいただいている場合は、世帯数で会員数や出席人数と計上されたものと推定し、申請者の元に一旦議事録をお返し、修正をお願いしています。

(問5) 市は会員数や出席人数を個人単位で計上するように指導していますが、私の自治会は会員数が極めて多く、委任状や書面表決を集めて出席人数を把握する作業は困難です。それでも、定足数の確認をしなければいけませんか。また、委任状の集め方はどのようにしたらいいでしょうか。

(答5) 定足数を満たしていることの確認により、総会の有効性が担保されるため、定足数の確認は必要です。地縁団体においては構成員が自然人である個人であり、一人一人に表決権がありますので、議事録の出席者数を世帯単位で計上するのは、適切ではありません。

また、世帯ベースの会員数を議事録に記録してしまうとなると、会員数が著しく少なくなり、地縁団体の認可要件の一つである区域の過半数の個人が構成員となっていることを自ら否定してしまうことになりかねません。

規約では、総会に出席しない会員も、委任や書面表決があれば、出席者として取り扱うことができるように定められています。ところで、会員数の多い自治会では、組や班の代表者が集まって総会を開かれているとお聞きしています。その場合でも、班や組で委任状や書面表決書を集めて、当日の出席者は出席届の提出で人数を計上するのが望ましいです。

出席届、委任状、書面表決書の参考様式を48ページに例示しておりますが、これは1枚あたり1名のものです。委任状の様式やその集め方については、自治会で合意形成を図られて、委任や表決の運用をされるのが望ましいです。

○構成員について

(問6) 未成年者を構成員から除外することは可能でしょうか。

(答6) 地縁による団体の構成員は、区域に住所を有する自然人たる個人であり、区域に住所を有すること以外には年齢、性別、国籍等の条件は付せないこととされています。したがって、未成年者等行為無能力者であることをもって構成員から除外することはできません。

なお、未成年者等行為無能力者の表決権の行使に当たっては、民法の規定に従って法定代理人の同意を要することとなります。

(問7) 構成員の名簿には、世帯主だけでなく、世帯員であれば、生まれたばかりの子供も記載する必要があるのでしょうか。

(答7) 地自法規則第18条第1項第3号では、申請書に「構成員の名簿」などの書類を添えて申請を行うこととされています。ここで構成員とは、自然人たる住民個人であり、性別、年齢等を問わないものであり、構成員は世帯でとらえるものではなく、構成員であれば、世帯主のみならず、世帯員も名簿に記載する必要があります。

なお、地縁による団体の区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができますが、全ての住民が構成員でなければ認可されないことではなく、その相当数の者が構成員となっていれば認可されるものです。

したがって、生まれたばかりの子供についても、住民なので全て名簿に記載しなければならないというのではなく、構成員だけの名簿を作成すればよいものです。

○認可後の取り扱いについて

(問8) 認可を受けた地縁による団体が認可を取り消されるのは具体的にどのような場合ですか。

(答8) 市町村長は、認可を受けた地縁による団体が地自法第260条の2第2項に掲げる要件のいずれかを欠くこととなったとき、又は不正な手段により認可を受けたときは、その認可を取り消すことができますとされています。(同条第14項) 具体的に例示すると、次のような場合が考えられます。

- ① 認可を受けた地縁による団体が、その目的を営利目的、政治目的等に変更したとき
- ② 認可を受けた地縁による団体が、相当の期間にわたって活動していないとき
- ③ 区域内の一部の住民について、正当な理由なく加入を認めないこととしたとき
- ④ 構成員が多数脱退し、「相当数の者」が構成員となっているとは認められなくなったとき
- ⑤ 地縁による団体の代表者、構成員又は第三者が、詐欺、威迫等不正な手段により認可を受けたとき

13. 様式集・作成例

<認可申請様式>

(1) 認可申請書	15
(2) 就任承諾書	17
(3) 代表者の職務執行停止の有無、職務代行者選任の有無	19
(4) 代理人の有無	21
(5) 告示事項変更届出書	23
(6) 規約変更認可申請書	25
(7) 規約変更の内容及び理由を記載した書類	27
(8) 所有不動産の登記移転等に係る公告申請書	29
(9) 申請不動産の登記移転等に係る異議申出書	30

<印鑑登録様式>

(10) 地縁による団体告示事項証明書交付請求書	31
(11) 認可地縁団体印鑑登録申請書	33
(12) 認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書	35
(13) 認可地縁団体印鑑登録廃止申請書	37
(14) 委任状(認可地縁団体印鑑登録関係)	39

<その他>

(15) 構成員名簿(作成例)	40
(16) 出席届兼委任状兼表決書(作成例)	41
(17) 議事録作成例(認可申請の場合)	42
(18) 議事録作成例(告示事項変更の場合)	44
(19) 議事録作成例(規約変更の場合)	46

(宛先) 下関市長

認可を受けようとする地縁による
団体の名称及び主たる事務所の
所在地

名 称
所在地

代表者の氏名及び住所
氏 名
住 所

認 可 申 請 書

地方自治法第260条の2第1項の規定により、地域的な共同活動を円滑に行うため認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約
- 2 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
- 3 構成員の名簿
- 4 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
- 5 申請者が代表者であることを証する書類
- 6 区域を表示した地図

(宛先) 下関市長

認可を受けようとする地縁による
団体の名称及び主たる事務所の
所在地

規約で定めた自治会の名称、及び
主たる事務所の所在地をご記入くださ
い。

名 称
所在地

〇〇自治会
下関市〇〇町2番3号

代表者の氏名及び住所

会長の氏名、住所をご記入ください。

氏 名
住 所

下関 太郎
下関市〇〇町2番3号

認 可 申 請 書

地方自治法第260条の2第1項の規定により、地域的な共同活動を円滑に行うため認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約
- 2 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
- 3 構成員の名簿
- 4 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
- 5 申請者が代表者であることを証する書類
- 6 区域を表示した地図

就 任 承 諾 書

令和 年 月 日に、 で開催された 自治会の総会において、

自治会の代表者たる自治会長に指名選出されましたので、その就任を承諾いたします。

令和 年 月 日

住 所 下関市

氏 名

㊞

自 治 会 御 中

就 任 承 諾 書

記入例

総会開催日を記入

総会開催地を記入

自治会名を記入

令和○年**3**月**30**日に、**〇〇町民館**で開催された**〇〇**自治会の総会において、

自治会の代表者たる自治会長に指名選出されましたので、その就任を承諾いたします。

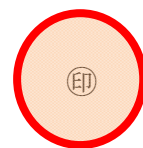
令和 ○年**3**月**30**日

会長就任を承諾した日を記入。
ただし、会長任期の初日以前の日付になります。

会長の氏名、住所を記入。
印鑑は認め印で差し支えありません。

住 所 下関市**〇〇町2番3号**

氏 名 **下関 太郎**



自治会名を記入

〇〇 自治会 御 中

代表者の職務執行停止の有無、職務代行者選任の有無

地縁による団体の名称

代表者名

印

1 裁判所による代表者の職務執行停止の有無

(1) 有

(2) 無

2 裁判所による代表者の職務代行者選任の有無

(1) 有 職務代行者選任有りの場合
職務代行者 氏 名

住 所

(2) 無

* 裁判所による代表者の職務執行の停止並びに職務代行者選任は、裁判所において民事保全法第24条（仮処分の方法）により、仮処分命令の申し立ての目的を達するために行う処分です。

該当のない団体は、「無」の番号に○をしてください。

代表者の職務執行停止の有無、職務代行者選任の有無

地縁による団体の名称

〇〇自治会

代表者名

下関 太郎

印

1 裁判所による代表者の職務執行停止の有無

(1) 有

(2) 無

2 裁判所による代表者の職務代行者選任の有無

(1) 有 職務代行者選任有りの場合
職務代行者 氏 名

住 所

(2) 無

* 裁判所による代表者の職務執行の停止並びに職務代行者選任は、裁判所において民事保全法第24条（仮処分の方法）により、仮処分命令の申し立ての目的を達するために行う処分です。

該当のない団体は、「無」の番号に○をしてください。

代 理 人 の 有 無

地縁団体による団体の名称

代表者名

印

1 代理人の有無

(1) 有 代理人有りの場合
代理人 氏 名

住 所

(2) 無

＊ 「代理人」は、地方自治法第260条の8の代理人及び地方自治法第260条の10の特別代理人をいいます。該当のない団体は、「無」の番号に○をしてください。

参考：地方自治法

第260条の8 認可地縁団体の代表者は、規約又は総会の決議によって禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

第260条の9 認可地縁団体の代表者が欠けた場合において、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、仮代表者を選任しなければならない。

第260条の10 認可地縁団体と代表者との利益が相反する事項については、代表者は、代表権を有しない。この場合においては、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、特別代理人を選任しなければならない。

代理人の有無

地縁団体による団体の名称

〇〇自治会

代表者名

下関 太郎

印

1 代理人の有無

(1) 有 代理人有りの場合
代理人 氏 名

住 所

(2) 無

＊ 「代理人」は、地方自治法第260条の8の代理人及び地方自治法第260条の10の特別代理人をいいます。該当のない団体は、「無」の番号に○をしてください。

参考：地方自治法

第260条の8 認可地縁団体の代表者は、規約又は総会の決議によって禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

第260条の9 認可地縁団体の代表者が欠けた場合において、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、仮代表者を選任しなければならない。

第260条の10 認可地縁団体と代表者との利益が相反する事項については、代表者は、代表権を有しない。この場合においては、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、特別代理人を選任しなければならない。

令和 年 月 日

(宛先) 下 関 市 長

認可地縁団体の名称及び主たる事務所の所在地
名 称

所在地

代表者の氏名及び住所
氏 名

住 所

告 示 事 項 変 更 届 出 書

下記事項について変更があったので、地方自治法第260条の2第11項の規定により、
告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ます。

記

1 変更があった事項及びその内容

2 変更の年月日

令和 年 月 日

3 変更の理由

令和 ○年 4月 1日

(宛先) 下 関 市 長

規約で定めた自治会の名称、及び主たる事務所の所在地をご記入ください。

認可地縁団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 ○○自治会

所在地 下関市○○町2番3号

右上の届出日現在の代表者の氏名、住所を記入してください。
(日付とその日の代表者の整合をとってください。)

代表者の氏名及び住所

氏 名 下関 太郎

住 所 下関市○○町2番3号

告 示 事 項 変 更 届 出 書

下記事項について変更があったので、地方自治法第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ます。

記

1 変更があった事項及びその内容

(1) 代表者 (旧) 住所 下関市○○町1番2号 氏名 山口 一郎
(新) 住所 下関市○○町2番3号 氏名 下関 太郎

(2) 主たる事務所 (旧) 下関市○○町1番2号
(新) 下関市○○町2番3号

(2)は規約で事務所所在地が会長の自宅になっている場合に記入

2 変更の年月日

令和 ○年 4月 1日

3 変更の理由

役員改選のため

令和 年 月 日

(宛先) 下 関 市 長

認可地縁団体の名称及び主たる事務所の所在地
名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

規 約 変 更 認 可 申 請 書

地方自治法第260条の3第2項の規定により規約の変更の認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約変更の内容及び理由を記載した書類
- 2 規約変更を総会で議決したことを証する書類
- 3 新規約及び旧規約

令和 ○年 4月 1日

(宛先) 下 関 市 長

認可地縁団体の名称及び主たる事務所の所在地
名 称 ○○自治会

所在地 下関市○○町2番3号

代表者の氏名及び住所

氏 名 下関 太郎

住 所 下関市○○町2番3号

規 約 変 更 認 可 申 請 書

地方自治法第260条の3第2項の規定により規約の変更の認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約変更の内容及び理由を記載した書類
- 2 規約変更を総会で議決したことを証する書類
- 3 新規約及び旧規約

令和 年 月 日

認可地縁団体の名称

代表者の氏名

氏 名

規約変更の内容及び理由

1

内容

理由

2

内容

理由

令和 ○年 4月 1日

認可地縁団体の名称

〇〇自治会

代表者の氏名

氏 名 下関 太郎

規約変更の内容及び理由

1

内容

区域の変更

当会区域に△△町3丁目9番地を追加するもの。

理由

**区域が隣接し、長年にわたり地域的な交流がある△△町3丁目9番地の住民から
当会への加入申し込みがあり、この度の総会で入会を認めることになったため、区域の
変更を行うもの。**

2

内容

理由

(宛先) 下 関 市 長

認可地縁団体の名称及び主たる事務所の所在地
名 称

所在地

代表者の氏名及び住所
氏 名

住 所

所有不動産の登記移転等に係る公告申請書

地方自治法第260条の46第1項の規定により、当認可地縁団体が所有する下記不動産について所有権の保存又は移転の登記をするため公告をしてほしいので、別添書類を添えて申請します。

記

○ 申請不動産（所有権の保存又は移転の登記をしようとする不動産）に関する事項

・建物

名 称	延床面積	所 在 地

・土地

地 目	面 積	所 在 地

- ・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称
住 所

(別添書類)

- 1 申請不動産の登記事項証明書
- 2 申請不動産に関し、地方自治法第260条の46第1項に規定する申請に規定する申請をすることについて総会で議決したことを証する書類
- 3 申請者が代表者であることを証する書類
- 4 地方自治法第260条の46第1項各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料

(宛先) 下 関 市 長

異議を述べる者の氏名及び住所

氏 名

住 所

申請不動産の登記移転等に係る異議申出書

地方自治法第260条の46第2項の規定による公告に基づき、当該公告を求める申請を行った認可地縁団体が申請不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて、下記のとおり異議を述べる旨、申し出ます。

記

1 公告に関する事項

(1) 申請を行った認可地縁団体の名称

(2) 申請不動産に関する事項

・建物

名 称	延床面積	所 在 地

・土地

地 目	面 積	所 在 地

・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称

住 所

(3) 公告期間

2 異議を述べる登記関係者等の別

- ☐ 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人
- ☐ 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の相続人
- ☐ 申請不動産の所有権を有することを疎明する者

3 異議の内容（異議を述べる理由等）

(別添書類)

- ☐ 申請不動産の登記事項証明書
- ☐ 住民票の写し
- ☐ その他の市長が必要と認める書類（ ）

(注) この異議申出書に記載された事項については、その後の当事者間での協議等を円滑にするため認可地縁団体に通知されます。

地縁による団体告示事項証明書交付請求書

令和 年 月 日

(あて先)

下関市長

地方自治法第260条の2第12項の規定に基づき、地縁による団体の告示した事項に関する証明書の交付を、次のとおり請求します。

請 求 者	氏 名	(法人にあってはその名称及び代表者名又は担当者名)
	住 所	(法人にあってはその主たる事務所の所在地)
請 求 に 係 る 地縁による団体	名 称	
	主 たる 事務所の 所 在 地	
証 明 書 の 必 要 通 数		通
代 表 者 等 の 住 所 の 表 示 の 申 出 の 有 無		有 ・ 無

※ この欄には記入しないで下さい。

受 付 ・ ・ 直接 郵送	手 数 料 円	担当者
交 付 ・ ・ 直接 郵送	領 収 ・ ・	
備考		

令和 ○年 4月 1日

(あて先)
下関市長

地方自治法第260条の2第12項の規定に基づき、地縁による団体の告示した事項に関する証明書の交付を、次のとおり請求します。

請 求 者	氏 名	(法人にあってはその名称及び代表者名又は担当者名) ○○自治会 下関 太郎
	住 所	(法人にあってはその主たる事務所の所在地) 下関市○○町1番2号
請 求 に 係 る 地縁による団体	名 称	○○自治会
	主 たる 事務所の 所 在 地	下関市○○町3番4号
証 明 書 の 必 要 通 数		1 通
代 表 者 等 の 住 所 の 表 示 の 申 出 の 有 無		有 ・ 無

※ この欄には記入しないで下さい。

受 付 ・ ・ 直接 郵送	手 数 料	円	担当者
交 付 ・ ・ 直接 郵送	領 収	・ ・	
備考			

認可地縁団体印鑑登録申請書

年 月 日

下関市長 殿

登録しようとする 認可地縁団体印鑑  (注)印影の大きさが1 辺の長さ8mm以上3 0mm以内の正方形に 収まること。	認可地縁団体	名 称	
		主たる 事務所の 所在地	
	代表者等 (登録を受ける 者)	住 所	
		氏 名	
	登録済 個人印 (登録番号)	生年月日	年 月 日
		登録資格	☐ 代表者 ☐ 職務代行者 ☐ 仮代表者 ☐ 特別代理人 ☐ 精算人

上記のとおり認可地縁団体印鑑の登録を申請します。

申 請 者 住 所

☐本人
☐代理人

氏 名

印

年 月 日生

電話番号 ー

備考

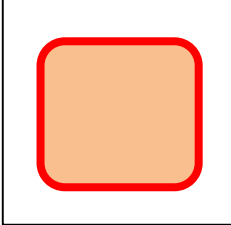
- この申請は、代表者等(登録を受ける者)本人が自ら手続きをしてください。代理人(地方自治法施行規則第19条第1項の規定により告示された同項第1号トの代理人に限る。)によるときは、委任の旨を証する書面(委任状)が必要です。
- 登録しようとしている認可地縁団体印鑑を併わせて提出してください。
- 登録済個人印の欄には、登録を受ける者の個人の印鑑で、住所地の市区町村において印鑑登録をしているものを押印し、その登録証明書を添付してください。
- 登録資格の欄及び申請者の欄には、該当する事項の□にレをつけてください。

これから下は、記入しないでください。

受付年月日	登録年月日	登録番号	取 扱 者		審 査
・ ・	・ ・		受 付	登 録	☐ 地縁団体台帳照合 ☐ 個人印鑑原票照合

令和〇〇年 7月 1日

下関市長 殿

登録しようとする 認可地縁団体印鑑  (注)印影の大きさが1 辺の長さ8mm以上3 0mm以内の正方形に 収まること。	認可地縁団体	名 称	〇〇自治会
		主たる 事務所の 所在地	下関市〇〇町2番3号
	代表者等 (登録を受ける 者)	住 所	下関市〇〇町2番3号
		氏 名	下関 太郎
		生年月日	昭和〇〇年 1月 1日
登録済 個人印 (登録番号)	登録資格	☒ 代表者 ☐ 職務代行者 ☐ 仮代表者 ☐ 特別代理人 ☐ 精算人	

上記のとおり認可地縁団体印鑑の登録を申請します。

申 請 者 住 所

☒本人
☐代理人

氏 名 下関 太郎

昭和〇〇年 1月 1日生

電話番号 231 — 〇〇〇〇

備考

- この申請は、代表者等(登録を受ける者)本人が自ら手続きをしてください。代理人(地方自治法施行規則第19条第1項の規定により告示された同項第1号トの代理人に限る。)による場合は、委任の旨を証する書面(委任状)が必要です。
- 登録しようとしている認可地縁団体印鑑を併わせて提出してください。
- 登録済個人印の欄には、登録を受ける者の個人の印鑑で、住所地の市区町村において印鑑登録をしているものを押印し、その登録証明書を添付してください。
- 登録資格の欄及び申請者の欄には、該当する事項の□にレをつけてください。

(申請書とともに持参するもの)

これから

受付	① 登録をする認可地縁団体の印鑑	査
	② 登録申請する登録資格者(個人)の実印	照合
	③ 登録申請する登録資格者(個人)の印鑑登録証明書1通	照合
	※代理人申請の場合、委任状及び代理人の印鑑が必要です。	

認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書

年 月 日

下関市長 殿

登録されている 認可地縁団体印鑑	認可地縁団体	名 称	
		主たる 事務所の 所在地	
	代 表 者 等 (登録を受けている者)	氏 名	
		生年月日	年 月 日
		登録資格	☐ 代表者 ☐ 職務代行者 ☐ 仮代表者 ☐ 特別代理人 ☐ 精算人
申請枚数(必 要な枚数)	枚		

上記のとおり認可地縁団体印鑑登録証明書の交付を申請します。

申 請 者 住 所

☐本 人
☐代理人

氏 名

年 月 日生

電話番号 ー

備考

- この申請は、代表者等(登録を受ける者)本人が自ら手続きをしてください。代理人(地方自治法施行規則第19条第1項の規定により告示された同項第1号トの代理人に限る。)によるときは、委任の旨を証する書面(委任状)が必要です。
- 登録資格の欄及び申請者及び申請者の欄には、該当する事項の□にレを付けてください。

これから下は、記入しないでください。

受付年月日	交付年月日	手 数 料	取 扱 者		審 査
・ ・	・ ・		受 付	交 付	☐ 地縁団体台帳照合 ☐ 団体印鑑原票照合

認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書

令和〇〇年 7月10日

下関市長 殿

登録されている 認可地縁団体印鑑	名 称	〇〇自治会
	主たる 事務所の 所在地	下関市〇〇町2番3号
	氏 名	下関 太郎
	生年月日	昭和〇〇年 1月 1日
	登録資格	☒ 代表者 ☐ 職務代行者 ☐ 仮代表者 ☐ 特別代理人 ☐ 精算人
申請枚数(必要な枚数)	1枚	

上記のとおり認可地縁団体印鑑登録証明書の交付を申請します。

申請者住所

☒本人
☐代理人

氏 名 下関 太郎

昭和〇〇年 1月 1日生

電話番号 231 — 〇〇〇〇

備考

- この申請は、代表者等(登録を受ける者)本人が自ら手続きをしてください。代理人(地方自治法施行規則第19条第1項の規定により告示された同項第1号トの代理人に限る。)によるときは、委任の旨を証する書面(委任状)が必要です。
- 登録資格の欄及び申請者及び申請者の欄には、該当する事項の□にレを付けてください。

(申請書とともに持参するもの)

・登録を受けた認可地縁団体の印鑑

これから下は、記入しないでください。

受付年月日	交付年月日	手数料	取扱者		審査
・ ・	・ ・		受 付	交 付	☐ 地縁団体台帳照合 ☐ 団体印鑑原票照合

認可地縁団体印鑑登録廃止申請書

年 月 日

下関市長 殿

廃止しようとする認可地縁団体印鑑	認可地縁団体	名 称	
		主たる事務所の所在地	
	代表者等 (登録を受けている者)	氏 名	
		生年月日	
		登録資格	☐ 代表者 ☐ 職務代行者 ☐ 仮代表者 ☐ 特別代理人 ☐ 精算人

上記のとおり認可地縁団体印鑑の登録の廃止を申請します。

申 請 者 住 所

☐本人
☐代理人

氏 名 ㊞

年 月 日生

電話番号 ー

備考

- この申請は、代表者等(登録を受ける者)本人が自ら手続きをしてください。代理人(地方自治法施行規則第19条第1項の規定により告示された同項第1号トの代理人に限る。)によるときは、委任の旨を証する書面(委任状)が必要です。
- 登録している認可地縁団体印鑑を忘失された場合には、代表者等の個人の印鑑で、市区町村長の証明を得たもの又は下関市印鑑の登録及び証明に関する条例に基づき印鑑登録をしているものを代表者の氏名欄に押印してください。
- 登録資格の欄及び申請者の欄には、該当する事項の□にレを付けてください。

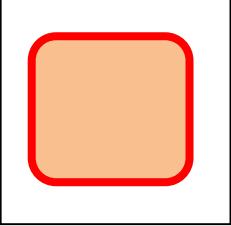
これから下は、記入しないでください。

受付年月日	廃止年月日	取 扱 者		審 査
・ ・	・ ・	受 付	処 理 ☐ 原 票 ☐ 番号簿	☐ 地縁団体台帳照合 ☐ 個人印鑑原票照合

認可地縁団体印鑑登録廃止申請書

令和△△年 3月31日

下関市長 殿

廃止しようとする認可地縁団体印鑑	認可地縁団体	名 称	〇〇自治会
		主たる事務所の所在地	下関市〇〇町2番3号
	代表者等 (登録を受けている者)	氏 名	下関 太郎
		生年月日	昭和〇〇年 1月 1日
		登録資格	☒ 代表者 ☐ 職務代行者 ☐ 仮代表者 ☐ 特別代理人 ☐ 精算人

上記のとおり認可地縁団体印鑑の登録の廃止を申請します。

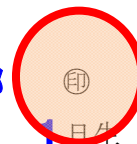
申 請 者 住 所

☒本人
☐代理人

氏 名 下関 太郎

昭和〇〇年 1月 1日生

電話番号 231 — 〇〇〇〇



備考

- この申請は、代表者等(登録を受ける者)本人が自ら手続きをしてください。代理人(地方自治法施行規則第19条第1項の規定により告示された同項第1号トの代理人に限る。)による場合は、委任の旨を証する書面(委任状)が必要です。
- 登録している認可地縁団体印鑑を忘失された場合には、代表者等の個人の印鑑で、市区町村長の証明を得たもの又は下関市印鑑の登録及び証明に関する条例に基づき印鑑登録をしているものを代表者の氏名欄に押印してください。
- 登録資格の欄及び申請者の欄には、該当する事項の□にレを付けてください。

(申請書とともに持参するもの)

- 登録を受けた認可地縁団体の印鑑
 - 登録を受けた登録資格者(個人)の実印
 - 登録を受けた登録資格者(個人)の印鑑登録証明書1通
(認可地縁団体の印鑑を紛失した場合のみ)
- ※代理人申請の場合、委任状及び代理人の印鑑が必要です。

これから

受付年月日	廃止年月日	取 扱 者		審 査
・ ・	・ ・	受 付	処 理 ☐ 原 票 ☐ 番号簿	☐ 地縁団体台帳照合 ☐ 個人印鑑原票照合

委 任 状

年 月 日

(宛先)下関市長

団体の名称 _____

委任者住所 _____

委任者氏名 _____ 印

私は、下記1に関する一切の件を、下記2の代理人に委任します。

記

1 代理人に権限を委任する事項

- (1) 認可地縁団体印鑑の登録の申請に関すること。
- (2) 認可地縁団体印鑑登録証明書の交付申請に関すること。
- (3) 認可地縁団体印鑑の登録廃止の申請に関すること。

2 代理人として定める者

(1) 住所 _____

(2) 氏名 _____

※ 代理人として定めることができるのは、地方自治法第260条の2第10項の規定により、代理人として告示されている者に限ります。

※ 委任をする者の個人印鑑を押印し、当該個人印鑑に係る発行後3か月以内の印鑑登録証明書を添付してください。

構 成 員 名 簿

作成例

〇〇自治会

	住所	氏名	備考
1	下関市 〇〇町1番2号	山口 一郎	
2	〃	山口 欣子	
3	〃	山口 ゆたか	
4	〃	山口 町子	
5	下関市 〇〇町2番3号	下関 太郎	
6	〃	下関 花子	
7	〃	下関 はるか	
8	〃	下関 かなた	
9	〃	下関 淳之介	
10	下関市 〇〇町2番4号	△△ 二郎	
11	〃	△△ 房江	
12	下関市 〇〇町3番3号	〇□ 権兵衛	
13	〃	〇□ トメ子	
14	〃	〇□ 実	
15	下関市 〇〇町3番5号	□□ 隆澄	
16	〃	□□ 伸子	
17	〃	□□ 広明	
18	下関市 〇〇町3番6号	△▽ 宗作	
19	下関市 〇〇町5番2号	▽☆ 幹夫	
20	〃	▽☆ 千秋	
21	〃	▽☆ 俊雄	
22	下関市 〇〇町5番2号	▽☆ 四郎	
23	〃	▽☆ 成美	
24	〃	▽☆ 正信	
25	〃	▽☆ 進	

6 ページ／ 6 ページ中

会員数 150人

様式の定めはありませんが、
住所・氏名を世帯ごとに記載したものが望ましいです。

※出席する場合は、出席届を当日受付に提出してください。

出席届

令和〇〇年〇月〇〇日開催の令和〇〇年度 〇〇自治会総会に出席します。

住所_____

氏名_____

・・・・・・・・・・・・・・・・・・切り取り・・・・・・・・・・・・・・・・

※欠席する場合は、委任状か書面表決書のどちらかを、〇月〇日までに班長に提出してください。

委任状

令和〇〇年〇月〇〇日開催の令和〇〇年度 〇〇自治会総会を欠席しますので、議決に関する権限を〔議長
代理人〕に委任します。

住所_____

氏名_____⑩

・・・・・・・・・・・・・・・・・・切り取り・・・・・・・・・・・・・・・・

表決書

令和〇〇年〇月〇〇日開催の令和〇〇年度 〇〇自治会総会を欠席しますので、次のとおり議決に関する権限を行使します。

第1号議案 賛成・反対 第2号議案 賛成・反対 第3号議案 賛成・反対
第4号議案 賛成・反対 第5号議案 賛成・反対

住所_____

氏名_____

様式の定めはありません。会員同士の話し合いで、自治会総会運営の実態に合う方法で行ってください。

1 日 時 令和〇〇年〇月××日（金） 19時から

2 場 所 〇〇町民館

3 会員数 175名

4 出席人数 120名 （内、委任者数 100名）

5 議 案

第1号議案「〇〇自治会規約に関する件」

第2号議案「地縁による団体の認可申請に関する件」

第3号議案「役員選任に関する件」

第4号議案「議事録署名人に関する件」

6 議 事

議長の選任を一同に諮ったところ、〇〇が選任され、上記のとおり出席があったので、本会が定足数をもって成立した旨を述べ、議長席に着き、開会を宣して審議に入った。

第1号議案「〇〇自治会規約に関する件」

本議案について、××会長から別紙資料「〇〇自治会規約（案）」により逐条的に説明があった、これについて議長が議場に意見を求めたところ満場異議なく承認可決した。

第2号議案「地縁による団体の認可申請に関する件」

本議案について、××会長から地方自治法第260条の2第1項の規定により自治会が法人格を取得し、団体名義で不動産等の登記ができることの主旨及びその手続き等について説明があり、当自治会としても法人格を取得し、下記の保有不動産を団体名義で登記することについて説明がなされた。これについて議長が意見を求めたところ満場異議なく承認可決した。

記

1. 建物（〇〇公会堂）

所在地 下関市〇〇町二丁目3番15号

延床面積 39.66㎡

2. 土地

地目 宅地

所在地 下関市〇〇町二丁目3番15号

面積 47㎡

第3号議案「役員改選に関する件」

本議案について、××会長から新規約に基づく、役員の改選をしたい旨及び、その選任の方法について説明があり、議長がその可否を諮ったところ異議なく承認可決した。
つづいて選任された下記の役員の承認について
諮ったところ、満場一致をもって承認可決した。

記

会 長	○	○	○	○
副会長	×	×	×	×
会 計	△	△	△	△
監 事	▲	▲	▲	▲

第4号議案「議事録署名人の承認に関する件」

本議案について、会長からの議事録署名人の選任及びその選出方法について説明があり、それについて諮ったところ満場異議なく下記のとおり承認可決した。

記

議事録署名人 × × ▲ ▲ 、 ○ ○ × ×

以上の決議事項を明確にするため、議長及び議長の指名した議事録署名人は署名押印する。

議 長 ㊟

議事録署名人 ㊟

議事録署名人 ㊟

<告示事項変更の場合>

〇〇自治会通常総会議事録

作成例

- 1 日 時 令和〇〇年〇〇月〇〇日（△曜日）□□時から□□時□□分
- 2 場 所 ×××××町集会所
- 3 会 員 数 〇〇〇名
- 4 出席人数 〇〇〇名（うち、委任状提出者〇〇〇名）
- 5 議 案

会員数、出席人数は個人単位の人数で記載をお願いします。（地縁団体の構成員は個人単位であるため、世帯単位での計上は認められません）

←規約中の定足数に達していることを確認してください

第1号議案「令和〇〇年度収支決算に関する件」

第2号議案「令和△△年度事業計画に関する件」

第3号議案「役員選任に関する件」

必要です

第4号議案「□□□□□に関する件」

第5号議案「議事録署名人の選任に関する件」

6 議 事

上記のとおり出席があったので、〇〇 が、本会が定足数をもって成立した旨を述べ、〇〇会長が☆ ☆を議長に指名したところ、満場異議無く可決し、☆ ☆が議長席に着き、開会を宣して議案の審議に入った。

第1号議案「令和〇〇年度収支決算に関する件」

本議案について、▽▽会計担当から別紙資料「令和〇〇年度収支決算書」により詳細な説明があり、続いて◇◇監事から、その内容が適正かつ正確であることの報告がなされた。これについて、議長が議場へ意見を求めたところ、満場異議なく承認可決した。

第2号議案「令和△△年度事業計画に関する件」

本議案について、〇〇会長から別紙資料「令和△△年度事業計画（案）」により説明があり、これについて議場へ意見を求めたところ、満場異議なく承認可決した。

第3号議案「役員選任に関する件」

本議案について、〇〇会長から規約に基づく役員の選任をしたい旨及びその選任の方法について説明があり、議長がその可否を諮ったところ異議なく承認可決した。続いて、選任された下記役員の承認について諮ったところ、満場一致をもって承認可決した。

記

役 職 名	氏 名	役 職 名	氏 名
会 長	○ ○ ○ ○	◎ ◎委員	◎ ◎ ◎ ◎
副 会 長	△ △ △ △	◆ ◆委員	◆ ◆ ◆ ◆
副 会 長	☆ ☆ ☆ ☆	□ □委員	□ □ □ □
会 計	▽ ▽ ▽ ▽	監 事	■ ■ ■ ■
◇ ◇委員	◇ ◇ ◇ ◇	監 事	▼ ▼ ▼ ▼

<告示事項変更の場合>

作成例

第4号議案「□□□□□に関する件」

本議案について、〇〇会長から別紙資料により説明があり、議長がその可否を諮ったところ、満場異議なく承認可決した。

第5号議案「議事録署名人の選任に関する件」

本議案について、〇〇会長から議事録署名人の選任及びその選出方法について説明があり、それについて諮ったところ満場異議なく下記の通り承認可決した。

記

議事録署名人 ☆ ○ △ ▽ , ◇ × □ ◎

以上の決議事項を明確にするため、議長及び議長の指名した議事録署名人は署名捺印する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

議長 ○ ○ ○ ○ 印

議事録署名人 ☆ ○ △ ▽ 印

議事録署名人 ◇ × □ ◎ 印

←署名・押印

地縁団体は今回の手続きの有無に関わらず、総会議事録を作成することになっています。(規約参照)

議事録については貴地縁団体の規約に基づいて作成してください。

表決権は規約のとおり一人1票であり、会員数、出席数は世帯ベースではありません。(出られない人は委任により出席とみなすことができます)

<規約変更の場合>

〇〇自治会通常総会議事録

作成例

- 1 日 時 令和〇〇年〇〇月〇〇日（△曜日）□□時から□□時□□分
- 2 場 所 ×××××町集会所
- 3 会 員 数 〇〇〇名
- 4 出席人数 〇〇〇名（うち、委任状提出者〇〇〇名）
- 5 議 案

会員数、出席人数は個人単位の人数で記載をお願いします。（地縁団体の構成員は個人単位であるため、世帯単位での計上は認められません）

←規約中の定足数に達していることを確認してください

第1号議案「令和〇〇年度収支決算に関する件」

第2号議案「令和△△年度事業計画に関する件」

第3号議案「役員選任に関する件」

第4号議案「規約改正に関する件」

第5号議案「議事録署名人の選任に関する件」

→ 必要です

6 議 事

上記のとおり出席があったので、〇〇 が、本会が定足数をもって成立した旨を述べ、〇〇会長が☆ ☆を議長に指名したところ、満場異議無く可決し、☆ ☆が議長席に着き、開会を宣して議案の審議に入った。

第1号議案「令和〇〇年度収支決算に関する件」

本議案について、▽▽会計担当から別紙資料「令和〇〇年度収支決算書」により詳細な説明があり、続いて◇◇監事から、その内容が適正かつ正確であることの報告がなされた。これについて、議長が議場へ意見を求めたところ、満場異議なく承認可決した。

第2号議案「令和△△年度事業計画に関する件」

本議案について、〇〇会長から別紙資料「令和△△年度事業計画（案）」により説明があり、これについて議場へ意見を求めたところ、満場異議なく承認可決した。

第3号議案「役員選任に関する件」

本議案について、〇〇会長から規約に基づく役員の選任をしたい旨及びその選任の方法について説明があり、議長がその可否を諮ったところ異議なく承認可決した。続いて、選任された下記役員の承認について諮ったところ、満場一致をもって承認可決した。

記

役 職 名	氏 名	役 職 名	氏 名
会 長	○ ○ ○ ○	◎ ◎ 委員	◎ ◎ ◎ ◎
副 会 長	△ △ △ △	◆ ◆ 委員	◆ ◆ ◆ ◆
副 会 長	☆ ☆ ☆ ☆	□ □ 委員	□ □ □ □
会 計	▽ ▽ ▽ ▽	監 事	■ ■ ■ ■
◇ ◇ 委員	◇ ◇ ◇ ◇	監 事	▼ ▼ ▼ ▼

<規約変更の場合>

作成例

第4号議案「規約改正に関する件」

本議案について、〇〇会長から別紙資料により説明があり、議長がその可否を諮ったところ、満場異議なく承認可決した。

第5号議案「議事録署名人の選任に関する件」

本議案について、〇〇会長から議事録署名人の選任及びその選出方法について説明があり、それについて諮ったところ満場異議なく下記の通り承認可決した。

記

議事録署名人 ☆ ○ △ ▽ , ◇ × □ ◎

以上の決議事項を明確にするため、議長及び議長の指名した議事録署名人は署名捺印する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

議 長 ○ ○ ○ ○ 印

議 事 録 署 名 人 ☆ ○ △ ▽ 印

議 事 録 署 名 人 ◇ × □ ◎ 印

←署名・押印

地縁団体は今回の手続きの有無に関わらず、総会議事録を作成することになっています。(規約参照)

議事録については貴地縁団体の規約に基づいて作成してください。

表決権は規約のとおり一人1票であり、会員数、出席数は世帯ベースではありません。(出られない人は委任により出席とみなすことができます)

Ⅰ 4. 規約作成例と留意事項

地縁団体で規約の作成や変更にあたっては、規約例及び留意事項を参考にしつつ、地自法の定める範囲内で、地縁団体の実情に合う条項を設けることも可能です。

なお、規約には次に掲げる事項が定められていなければなりません。①目的 ②名称 ③区域 ④主たる事務所の所在地 ⑤構成員の資格に関する事項⑥代表者に関する事項 ⑦会議に関する事項 ⑧資産に関する事項（地自法第260条の2第3項）

また、将来の地縁団体の運営のために、⑨規約の変更に関する事項⑩解散に関する事項⑪合併に関する事項⑫残余財産の処分に関する事項についても定めることが望ましいです。

地縁団体の規約の作成や変更をご検討の場合には、規約案について、まちづくり政策課の事前確認を受けてください。

規約作成例	留意事項
〇〇自治会規約 第1章 総則 （目的） 第1条 本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。 （1）回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡 （2）美化・清掃等区域内の環境整備 （3）集会施設の維持管理 （4）〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 （5）〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 （名称） 第2条 本会は、〇〇自治会と称する。 （区域） 第3条 本会の区域は、下関市〇〇町×番△号から××番□□号までの区域とする。 （事務所） 第4条 本会の事務所は、下関市〇〇町×番△号に置く。	※「規約」でなくても「会則」、「規則」等でも差し支えありません。 （第1条） ・「良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うこと」が目的である旨の記載が必要です。 ・スポーツや芸術などの特定の活動のみを目的とするような記載は認められません。 ・この目的の範囲内において団体は権利や義務を有することとなるので、活動内容をできるだけ具体的に記載してください。 （第2条） ・地自法上は、名称についての制限はありません。ただし、他の法令等で名称の使用制限がある場合は、これに従ってください。（例）商工会でないものが「商工会」という名称を用いることはできません。 （第3条） ・区域は住民にとって客観的に明らかなものとして定められる必要があるので、町又は字及び地番又は住居表示により表示されることが望ましいです。ただし、河川や道路等による区域の表示も市内の他の区域の住民が当該団体の区域を客観的に一義的なものとして認識できるものであれば可能です。 （第4条） ・「主たる事務所」とは、団体について一を限りとして設けられた事務所のことで、その所在地が当該

(会員)

団体の住所となります。

・主たる事務所の所在地については、別段制限がありませんが、代表者の住所又は集会施設の所在地とするのが一般的です。具体的な地番で定めることの他、「本会の主たる事務所は、代表者の自宅に置く。」という規定も可能です。

(第5条)

・区域に住所を有する者は、誰でも会員になれることを定めるものであり、年齢、性別、国籍等による制限はできません。

・地縁団体は、自然人たる個人を基盤とするものなので、世帯を会員とすることはできません。

・区域に住所を有する法人、組合等は会員とはなれませんが、賛助会員とすることは可能です。この場合は第2項として「本会の活動を賛助する法人及び団体は賛助会員となることができる。」と規定するのが適当です。ただし、賛助会員は表決権等の団体の意思決定には関与できません。

(第6条)

・会費は会員・団体にとって重要な事項なので、規約や細則に金額を定めるか、「総会において決するもの」と規約で定める必要があります。ただし、規約で金額を決めた場合、その変更の都度、規約変更の手続きが必要となりますので、第36条に規定する総会の議決が必要となります。

(第7条)

・新規に入会を希望する者の入会手続きを定めたものです。入会届は入会しようとする者の意思が明確に確認できるものである必要があります。

・第2項の「正当な理由」とは、地縁団体の目的や活動が著しく阻害されることが明らかであると認められる場合など、その者の加入を拒否することについて、社会通念上も法 260 条の2 第2項第3号の趣旨からも客観的に妥当と判断される場合をいうもので、極めて例外的な場合に限られます。

(第8条)

・退会届は本人の退会の意思が確認できるものである必要があります。また、本人の退会の意思にいかなる制約も加えることはできません。

(会費)

第6条 会員は、本会の総会（以下「総会」という。）において別に定める会費を納入しなければならない。

(入会)

第7条 第3条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会しようとする者は、別に定める入会申込書を本会の会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

2 本会は、前項の入会申込みがあった場合には、
正当な理由なくこれを拒んではない。

(退会等)

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には退会したものとする。

(1) 第3条に定める区域内に住所を有しなくなつ

た場合 (2) 本人より〇〇に定める退会届が会長に提出された場合 2 会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。 第3章 役員 (役員の種類別) 第9条 本会に、次の役員を置く。 (1) 会長 1人 (2) 副会長 〇人 (3) その他の役員 〇人 (4) 監事 〇人 (役員の選任) 第10条 役員は総会において、会員の中から選任する。 2 監事と会長、及びその他の役員は、相互に兼ねることはできない。 (役員職務) 第11条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。 3 監事は、次に掲げる業務を行う。 (1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること。 (2) 会長、副会長及びその他の役員の業務執行の状況を監査すること。 (3) 会計及び資産の状況又は業務執行について不整の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。 (4) 前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。 (役員任期) 第12条 役員任期は、〇年とする。ただし、再任を妨げない。 2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。 3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない	・長期の会費不払い等の義務違反に対して会員の資格停止等の資格を制限する旨の規定を設けることも考えられますが、この場合は厳格な要件を定め慎重な手続きの下に行うような扱いとすることが必要と考えられます。 (第9条) ・必ず会長を1人置く必要があります。 ・規約第11条第2項の関連で、副会長を置く必要があります。 ・その他の役員は、「会計」「書記」等具体的な名称で定めても差し支えありません。 ・監事は1人又は複数人置くことが適当です。 (第10条) 監事が会長、副会長及びその他の役員と兼職することは、会務の執行を監査する役職上避ける必要があります。 (第11条) ・法律上団体の代表権は代表者(会長)1人に帰属しますので、会長が事故等により代表権を行使えなくなったときに備えて副会長が会長の職務を代行する旨を規定しておくことが望ましいです。 ・「会計」「書記」等の設置を具体的に定める場合は、「会計は、本会の出納事務を処理し、会計事務に関する帳簿及び書類を管理する。」、「書記は、会務を記録する。」等職務を明らかにしておくことが適当です。 (第12条) ・法律上特に任期の定めはありませんが、著しく短期間の業務執行の一貫性確保に問題がありますし、あまりにも長期の期間は種々の弊害が生じるといえます。 ・事務執行上支障が生じないよう第3項の定めを置くことが望まれます。
---	---

らない。 第4章 総会 (総会の種別) 第13条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。 (総会の構成) 第14条 総会は、会員をもって構成する。 (総会の権能) 第15条 総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。 (総会の開催) 第16条 通常総会は、毎年度決算終了後○箇月以内に開催する。 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。 (1) 会長が必要と認めたとき。 (2) 全会員の5分の1以上の会員から会議の目的たる事項を示して開催の請求があったとき。 (3) 第11条第3項第4号の規定により監事から開催の請求があったとき。 (総会の招集) 第17条 総会は、会長が招集する。 2 会長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から○日以内に臨時総会を招集しなければならない。 3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の○日前までに文書をもって通知しなければならない。 (総会の議長) 第18条 総会の議長は、その総会において、出席	(第13条～第15条) ・総会は、団体の運営に関する事項のうち、規約により役員会に委任したものを除き全ての事項について議決できます。なお、規約の改正など法律により総会の専権事項とされているものについては、規約をもってしても他に委任できません。 ・総会で議決すべきもの重要事項 - ア 事業計画の決定 - イ 事業報告の承認 - ウ 予算の決定 - エ 決算の承認 (第16条) ・総会は、地自法260条の13の規定により、少なくとも毎年1回開催する必要があります。 ・地自法260条の4の規定により、年度終了後3か月以内に財産目録を作成する必要があることから事業報告及び決算を作成し、その承認を行うために、通常総会を年度終了後3か月以内に開催する必要があります。 ・年度当初から総会開催までの間は予算が成立しておらず支出行為ができないので、第33条第2項のように規定しておくことが適当です。 ・5分の1の数は、規約によって増減することは可能ですが、会員の総会招集を求める権利を奪うこととならないよう留意する必要があります。 (第17条) ・総会を招集するには、地自法第260条の15の規定により、少なくとも5日前までに会員に会議の目的である事項を示して通知しなければなりません。 (第18条) ・総会の議長は、必ず会員の中から選出する必要
---	---

した会員の中から選出する。 (総会の定足数) 第19条 総会は、総会員数の2分の1以上の会員の出席がなければ、開会することができない。 (総会の議決) 第20条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 (会員の表決権) 第21条 会員は、総会において、各々1箇の表決権を有する。 2 次に掲げる事項以外の事項については、前項の規定にかかわらず、総会の議決を得て、会員の表決権を会員の属する世帯内の会員数分の1とすることができる。ただし、会員がその属する世帯の他の会員に当該表決権を委任することを妨げない。 (1) この規約の変更に関する事項 (2) 本会の財産の処分に関する事項 (3) 本会の解散に関する事項 (4) 役員の選任に関する事項 3 未婚の未成年者である会員が前2項に規定する表決権を行使するときは、その者の親権者又は後見人の同意を要する。次条の場合においても同様とする。 (総会の書面表決等) 第22条 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又はその	があります。会長は、会員の中から選任されているので、「総会の議長は、会長がこれに当たる。」と定めることも可能です。 (第19条) ・総会の定足数については、地自法において特に定められていませんが、このように規定しておくことが適切と考えられます。 ・定足数には、第22条の書面表決を行った会員及び委任により代理行使した会員数を含みます。 (第20条) ・議決数には、第22条の書面表決を行った会員及び委任により代理行使した会員の数を含みます。 ・「この規約に定めるもののほか」とは、特定の事項について出席会員の3分の2（4分の3）以上の賛成を要することとするような規定をおくことです。 (第21条) ・表決権は、会員1人1票を原則とします。 ・未成年の表決権の行使にあたっては、民法第5条の規定により法定代理人の同意を要することになります。したがって、親権者の同意又は代理により行使することとなります。 ・第2項の規定は、前項の1人1票の原則の例外として、世帯全体で1票とするものです。この規定により、世帯単位で表決権を行使する場合でも、各個人の表決権を奪うことはできませんので、世帯の代表者1人に個人の表決権を委任することで世帯の表決権を行使することとなります。 ・どの事項がこれに該当するかについては、世帯単位で活動し、意思決定を行うことが沿革的にも実態的にも地域社会において是認され、そのことが合理的であると認められる事項に限られるものでなければなりません。したがって、規約変更、財産処分、解散の議決はこれには該当しません。又、代表者や監事の選任も同項を適用することは、適当とは考えられません。 (第22条) ・総会における表決権の行使は、会員自らが出席して行使するのが原則ですが、会員数が極めて多数の場合にこの原則を徹底すると事実上総会の開
---	---

他の会員を代理人として表決を委任することができる。 2 前項の場合における第19条及び第20条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。 (総会の議事録) 第23条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。 (1) 開催日時及び開催場所 (2) 開催日における会員の総数及び出席した会員(書面表決者及び表決委任者を含む)の数 (3) 開催の目的、審議事項の議決事項 (4) 議事の経過の概要及びその結果 (5) 議事録署名人の選任に関する事項 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印をしなければならない。 第5章 役員会 (役員会の構成) 第24条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。 (役員会の権能) 第25条 役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。 (1) 総会に付議すべき事項 (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項 (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項 (役員会の招集等) 第26条 役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。 2 会長は、役員の〇分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求のあった日から〇日以内に役員会を招集しなければならない。 3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開会の日の少なくとも〇日前までに役員会を構成する役員に通知しなければならない。	催が困難となるので、この規定を置くことが適当です。 (第23条) ・総会が有効に成立し(定足数の確認)、有効に議決されたこと(議案の承認)を証明するために議事録を作成することが必要です。 ・議事録は、認可申請書、告示事項変更届出書、規約変更認可申請書の添付資料として必要になります。 (第24条～第28条) ・団体の最高意思決定機関は総会ですが、総会を度々招集することは実際には極めて困難であることから、役員会において実務上の執行に関する事項等を決定することが会の運営上適当と考えられます。 ・監事は、会務の執行を監査する職務上、会務の執行方針を決定する役員会に参画しないことが適当です。 ・役員会に参画する役員の数等については、役員会が地縁による団体の実務上の意思決定機関にふさわしいメンバーになるように配慮すべきであると考えられます。
---	---

(役員会の議長) 第27条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。 (役員会の定足数等) 第28条 役員会には、第19条、第20条、第22条及び第23条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは、「役員会」と、「会員」とあるのは「役員会を構成する役員」と読み替えるものとする。 第6章 資産及び会計 (資産の構成) 第29条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。 (1) 別に定める財産目録記載の資産 (2) 会費 (3) 活動に伴う収入 (4) 資産から生ずる果実 (5) その他の収入 (資産の管理) 第30条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。 (資産の処分) 第31条 本会の資産で第29条第1号に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において出席会員数〇分の△以上の会員の同意を得なければならない。 (経費の支弁) 第32条 本会の経費は、資産をもって支弁する。 (事業計画及び予算) 第33条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。 2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間	(第29条) ・「財産目録」は法第260条の4に基づき設立時及び毎年（年度）初3か月以内に作成することとなっています。 (第30条) ・資産の管理、運用等は役員会の定めるところにより会長が執行することが適当です。なお、日常の出納事務は会計を設けた場合は、会計が担当します。 (第31条) ・団体の活動上重要な固定資産の処分等については 総会の特別の議決（4分の3以上の議決）により行うことが適当と考えられます。また、総会員数の4分の3以上と規定することも可能です。 (第33条・第34条) ・事業計画及び予算の議決を年度開始前に行う場合は、年度終了後3か月以内に事業報告、財産目録の調整及び決算の承認のためさらに通常総会の開催が必要となりますが、第16条第1項のように通常総会を年度終了後3か月以内に1回しか開催しないと定めた場合は、総会開催前に予算が成立していないので、第2項のように定めておくこと
--	--

は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができ。 (事業報告及び決算) 第34条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支計算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後3箇月以内に総会の承認を受けなければならない。 (会計年度) 第35条 本会の会計年度は、毎年〇月〇日に始まり、△月△日に終わる。 第7章 規約の変更及び解散 (規約の変更) 第36条 この規約の変更は、総会において総会員数の4分の3以上の会員の同意を得て議決し、かつ、下関市長の認可を受けなければその効力を生じない。 (解散) 第37条 本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。 2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員数の4分の3以上の会員の承諾を得なければならない。 (合併) 第38条 本会は、総会において総会員の四分の三以上の議決を得、かつ、下関市長の認可を受けな	が適当です。 (第35条) ・会計年度の定め方は特に制限はありません。一般的には、4月1日から翌年3月31日までとか、1月1日からその年の12月31日までとする例が多いと思われます。 (第36条) ・規約の変更は、法第260条の3第1項の規定により総会の専権事項となっています。したがって役員等の規定により変更する旨の規定はできません。 ・議決数の「4分の3」の定数は変更できますが、規約変更という重要事項を少数の会員の意思により決することのないよう、これを引き下げることは慎重であるべきと考えます。 ・規約の変更については、法第260条の3第2項の規定により、市長の認可を受けなければその効力を生じません。 (第37条) ・解散事由は次のとおりです。 - ア 破産 - イ 認可の取消 - ウ 総会員の4分の3以上の同意による総会の決議 - エ 会員（構成員）の欠亡 ・ア、イ及びエの事由による場合は、当然に解散することとなります。 ・ウについては、総会の専権事項であり、議決定数の趣旨についても規約変更の場合と同様です。 ・その他の解散事由を定めることもできます。 (第38条) ・認可地縁団体同士に限って、市長の認可を受けた上での合併が認められています。
--	--

ければ合併することはできない。 (残余財産の処分) 第39条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員数の○分の△以上の会員の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。 第8章 雑則 (備付け帳簿及び書類) 第40条 本会の事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。 (委任) 第41条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、〇〇が別に定める。 附則 1 この規約は、〇年〇月〇日から施行する。 2 〇〇自治会規約(△△年〇月〇日施行。以下「旧規約」という。)は、廃止する。(旧規約等ある場合) 3 この規約の施行日前に定めた事業計画及び予算は、本規約第33条の規定により定めたものとみなす。 4 本会の設立初年度の会計年度は、第35条の規定にかかわらず、〇年△月〇日から△年△月△日までとする。(会計年度が変則となる場合いれる)	(第39条) ・法第260条の31第1項に基づき解散した認可地縁団体の財産は、規約で指定することが可能ですが、営利法人等を帰属権利者とすることは、地縁による団体の目的にかんがみ適当ではありません。したがって、地方公共団体や当該法人以外の認可地縁団体又は類似の目的をもつ他の公益を目的とする事業を行う法人に帰属させることが適当であると考えられます。 ・残余財産の帰属権利者を決定する総会の議決は、解散の決議と同様に総会員の「4分の3」以上の議決を経ることが望ましいと考えます。 (第41条) ・規約施行上の細則等定めることについては、会長、又は役員等に委任する旨の総会の議決が必要です。細則としては、総会の議事運営規定、弔慰金支給規定、旅費規定等が考えられます。 (附則) ・認可後に認可年月日を記入します。 ・なお、「下関市長の認可の日から施行する。」と規定しても差し支えありません。 ・年度途中で設立認可を予定する場合は、この規定が必要です。
--	--

(お問い合わせ先)

〒750-8521 下関市南部町1番1号

下関市市民部まちづくり政策課

TEL (083) 231-1830 FAX (083) 231-1809

E-Mail skshimin@city.shimonoseki.yamaguchi.jp